

平成31年第1回

福岡地区水道企業団議会(定例会)議案

福岡地区水道企業団

目次

- 議案第1号 平成30年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第2号）
- 議案第2号 平成31年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案
- 議案第3号 福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する
条例の一部を改正する条例案

議案第1号

平成30年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第2号）

△印減

（総 則）

第1条 平成30年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

第2項の年間総供給水量「91,567,674立方メートル」を「88,647,174立方メートル」に、第3項の一日平均供給水量「250,871立方メートル」を「242,869立方メートル」に、第4項の設備費 事業費「2,948,198千円」を「2,356,489千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| | | 収 入 | | |
|-------|------------|--------------|-------------|--------------|
| （科 目） | | （既決予定額） | （補正予定額） | （ 計 ） |
| 第1款 | 水道用水供給事業収益 | 12,567,486千円 | △ 155,842千円 | 12,411,644千円 |
| 第1項 | 営業収益 | 11,238,192千円 | △ 114,610千円 | 11,123,582千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 1,329,294千円 | △ 49,280千円 | 1,280,014千円 |
| 第3項 | 特別利益 | - 千円 | 8,048千円 | 8,048千円 |

| | | 支 出 | | |
|-------|------------|--------------|-------------|--------------|
| （科 目） | | （既決予定額） | （補正予定額） | （ 計 ） |
| 第1款 | 水道用水供給事業費用 | 11,333,996千円 | △ 457,532千円 | 10,876,464千円 |
| 第1項 | 営業費用 | 10,646,621千円 | △ 515,104千円 | 10,131,517千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 682,375千円 | 50,344千円 | 732,719千円 |
| 第3項 | 特別損失 | - 千円 | 7,228千円 | 7,228千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「5,608,237千円」を「5,161,671千円」に改める。)

| (科 目) | 収 入 | | (計) |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| | (既決予定額) | (補正予定額) | |
| 第1款 資本的収入 | 1,291,740千円 | △ 129,174千円 | 1,162,566千円 |
| 第1項 国庫補助金 | 567,302千円 | △ 129,174千円 | 438,128千円 |

| (科 目) | 支 出 | | (計) |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| | (既決予定額) | (補正予定額) | |
| 第1款 資本的支出 | 6,899,977千円 | △ 575,740千円 | 6,324,237千円 |
| 第1項 設備費 | 2,948,198千円 | △ 591,709千円 | 2,356,489千円 |
| 第3項 国庫補助金返還金 | 3,600千円 | 5,178千円 | 8,778千円 |
| 第5項 建設利息 | 11,232千円 | 10,791千円 | 22,023千円 |

平成31年2月4日提出

福岡地区水道企業団

企業長 諫山 和仁

議案第2号

平成31年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

(総 則)

第1条 平成31年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 用水供給先 福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、宗像地区事務組合、糸島市
- 2 年間総供給水量 91,812,303 立方メートル
- 3 一日平均供給水量 250,853 立方メートル
- 4 主要な建設改良事業

| | | | |
|--|-----|-----|--------------|
| | 設備費 | 事業費 | |
| | | | 3,746,247 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|----------------|---|---------------|
| 第1款 水道用水供給事業収益 | | 12,713,868 千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | | 11,370,848 千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | | 1,298,410 千円 |
| 第3項 特 別 利 益 | | 44,610 千円 |
| | 支 | 出 |
| 第1款 水道用水供給事業費用 | | 11,353,543 千円 |
| 第1項 営 業 費 用 | | 10,780,952 千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | | 475,822 千円 |
| 第3項 特 別 損 失 | | 91,769 千円 |
| 第4項 予 備 費 | | 5,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,705,908千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

| 収 入 | | |
|-----|-----------------|--------------|
| 第1款 | 資 本 的 収 入 | 1,492,952 千円 |
| 第1項 | 国 庫 補 助 金 | 527,946 千円 |
| 第2項 | 出 資 金 | 938,035 千円 |
| 第3項 | その他の資本的収入 | 26,971 千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 | 資 本 的 支 出 | 8,198,860 千円 |
| 第1項 | 設 備 費 | 3,746,247 千円 |
| 第2項 | 国 営 事 業 等 負 担 金 | 465,365 千円 |
| 第3項 | 償 還 金 | 3,954,901 千円 |
| 第4項 | 国 庫 補 助 金 返 還 金 | 27,347 千円 |
| 第5項 | 予 備 費 | 5,000 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------|--------------------|---------|
| | | 千円 |
| 大野城市筒井地区 送水管布設工事 | 平成32年度 (2020年度) | 186,107 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(構成団体からの補助金)

第8条 水源開発施設整備の支払利息にあてるため構成団体から補助を受ける金額は、97,468千円である。

平成31年2月4日提出

福岡地区水道企業団

企業長 諫山 和仁

議案第3号

福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月4日

福岡地区水道企業団企業長 諫山 和仁

理由

この条例を提出したのは、布設工事監督者の資格について、水道法施行規則において技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）を掲げているところであるが、水道法施行規則及び技術士法施行規則が一部改正され、平成31年4月1日から施行されることから、当企業団においても同様の改正を行う必要があるによる。

福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部
を改正する条例

福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成25年
福企条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「又は水道環境」を削除する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目とし水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

